

令和6年大和村規則第10号

大和村民間賃貸住宅整備助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和村地域活性化定住促進条例（平成16年条例第13号）の規定に基づき、定住促進に必要な基礎的条件の整備を図るため、民間賃貸住宅整備助成金について必要な事項を定めるものである。

(助成金の受給資格)

第2条 第1条に規定する助成金の受給資格者は、村内に賃貸用の集合住宅を整備した者とする。

(助成金の額)

第3条 第1条に規定する助成金の額は村内に1戸あたり30平方メートル以上の賃貸用住宅を2戸以上整備する者に対し1戸あたり50万円とする。ただし、村税等、村への納付金を完納した場合に限り交付する。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は民間賃貸住宅整備助成金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付し、建物登記完了日から起算して3ヶ月以内に村長に申請しなければならない。

- (1) 建物登記簿謄本
- (2) 図面等
- (3) 完納証明書
- (4) 納付証明書
- (5) 完成写真
- (6) その他村長が必要と認める書類

(助成金交付の決定及び通知)

第5条 村長は申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。この場合において、交付決定に当たっては、必要に応じて審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(審査委員会)

第6条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副村長をもって充てる。

3 委員は会計管理者、総務課長、企画観光課長、住民税務課長をもって充てるほか、必要がある場合に村長がその都度任命し、又は委嘱する。

4 委員長は委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、企画観光課長である委員が委員長を代理する。

(助成金の請求)

第7条 交付決定の通知を受けた者は、請求書（別記第3号様式）により助成金を請求するものとする。

(助成金の返還)

第8条 村長は、助成金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められたとき、受けた助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、地域活性化定住促進助成金等返還命令書（別記第4号様式）において通知するものとする。

(1) 虚偽及び不正な申請であると認められたとき

(2) 村長が適当でないと認めたとき

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。